

三好市公募型指名競争入札実施要綱

令和2年3月4日
三好市告示第14号

(目的)

第1条 この告示は、別に定めるもののほか、三好市が発注する建設工事の請負契約において、事前に執行予定工事を公表して入札参加の希望を募り、業者指名を行う指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定め、本市における建設工事の円滑な発注を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 公募型指名競争入札の対象となる工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 本市執行の指名競争入札において、不調・不落となった建設工事
- (2) 前号の規定により執行された公募型指名競争入札において、不調・不落となった建設工事
- (3) 前二号のほか、三好市業者指名審査委員会設置要綱（平成27年3月2日告示第7号）の規定により設置する三好市業者指名審査委員会が特に必要と認めた建設工事

(公告)

第3条 前条の規定に該当する工事を公募型指名競争入札に付するときは、当該工事の概要、入札参加資格要件、その他入札及び工事に必要な事項を公告するものとする。

2 前項の掲示の場所は、三好市本庁舎及び各支所の掲示板並びに三好市ホームページ上とする。

(入札参加資格)

第4条 公募型指名競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件にすべて該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評価値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、この申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること
- (7) 当該年度の三好市建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下この条において「参加資格業者名簿」という。）に建設工事業者として登載されている者であること
- (8) 市内業者（建設業法上の主たる営業所が三好市内にある者）であって参加資格業者名簿の該当工事における格付けが入札公告で示す当該工事の入札参加に必要な格付けに該当する者であること

- (9) 参加資格業者名簿で該当工事の完成工事高が計上されている者であり、かつ、希望工事種別において該当工事の入札参加希望がある者であること
- (10) 次の要件を全て満たす技術者を当該工事に配置できること
 - ① 当該工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
 - ② 当該入札の開札日以前に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(入札参加申請書及び入札参加者の選定)

第5条 公募型指名競争入札に参加を希望する者（以下この条において「参加希望者」という。）は、所定の期日までに公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 市長は、参加希望者から提出された申請書を審査し、20者を限度として業者選定するものとする。
- 3 参加希望者が20者を超えた場合は、抽選により20者を選定するものとする。
- 4 市長は、前二項により選定された者に対し、徳島県電子入札システムにより指名通知を行うものとする。
- 5 市長は、参加希望者のうち、指名されなかった者に対し、公募型指名競争入札非指名通知書（様式第2号）により非指名理由を記し通知するものとする。

(設計図書等の閲覧)

第6条 設計図書等の閲覧は、入札公告日から所定の期間、三好市ホームページにおいて電子閲覧に供するものとする。

(入札の執行)

第7条 公募型指名競争入札の執行は、徳島県電子入札システムにより、三好市において通常行われる指名競争入札の規定に準じて行うものとする。

(1者応札に係る特例)

第8条 公募型指名競争入札においては、三好市入札心得第5の2の規定に関わらず、入札参加者が1人のみとなった場合でも落札者を決定することができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 申請書を提出し、指名通知を受けた者は、入札書を提出するまでは入札を辞退できるものとし、市長は、このことを理由として以後の指名等に不利益な取扱いは行わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に効力を有する平成30年12月6日付通知（三好市管財第197号）に基づく三好市公募型指名競争入札実施要領は、この告示の施行後も令和3年3月31日までなおその効力を有する。

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

三好市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

三好市公募型指名競争入札参加申請書

年 月 日に公告のありました下記工事の契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望します。

記

開 札 日	年 月 日
工 事 番 号	
工 事 名	
現 場 代 理 人	
配置予定技術者	
配置予定技術者の資格	(監理技術者の場合は交付番号：)

(備考)

1. 平成30年7月に徳島県（県土整備部）が策定した「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル～建設企業向け～」に基づき、現場代理人及び配置予定技術者の落札後の変更を認める。
2. 平成30年7月豪雨に係る災害復旧事業等 [平成30年12月6日付通知（三好市管財第197号）に基づく三好市公募型指名競争入札実施要領に規定] においては、徳島県が別に定める「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業等における現場代理人及び主任技術者等の運用」に基づき適正な者を配置すること。

様式第2号（第5条第5項関係）

三好市管財第 号
年 月 日

（入札参加申請者） 様

三好市長

三好市公募型指名競争入札非指名通知書

年 月 日に申請のありました下記工事の契約に係る公募型指名競争入札について、あなたは非指名となりましたので通知します。

記

開 札 日	年 月 日
工 事 番 号	
工 事 名	
非 指 名 の 理 由	

（備考）

1. この通知に対する問い合わせ先：総務部管財課（72-7635）